（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事療養標準負担額の減額の対象者） **第三十五条**　法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第十六条第一項第一号ワ又は第二号ワの規定の適用を受けている者 二　令第十六条第一項第一号カ、第二号カ又は第四号の規定の適用を受けている者 三　（略） （生活療養標準負担額の減額の対象者） **第四十条**　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第十六条第一項第一号ワ又は第二号ワの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。） 二　令第十六条第一項第一号カ又は第二号カの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。） 三～六　（略） （特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定） **第六十一条の二**　令第十四条第五項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において、単に「認定」という。）は、第六十六条の二第一項に規定する認定又は第六十七条第一項に規定する認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十五条第一項第一号、第十号又は第十二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 （令第十五条第一項第一号から第九号まで若しくは第二項第一号から第九号まで又は第五項第一号イからリまで若しくは第二号イからリまでの療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額） **第六十三条**　令第十五条第一項第一号から第九号まで若しくは第二項第一号から第九号まで又は第五項第一号イからリまで若しくは第二号イからリまでの厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額は、令第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養又は特定疾病給付対象療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又はその合算額とする。 一～五　（略） （令第十五条第一項第十三号の厚生労働省令で定める要保護者） **第六十四条**　令第十五条第一項第十三号の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。	（食事療養標準負担額の減額の対象者） **第三十五条**　法第七十四条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第十六条第一項第一号ホ又は第二号ホの規定の適用を受けている者 二　令第十六条第一項第一号へ、第二号へ又は第四号の規定の適用を受けている者 三　（略） （生活療養標準負担額の減額の対象者） **第四十条**　法第七十五条第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一　令第十六条第一項第一号ホ又は第二号ホの規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。） 二　令第十六条第一項第一号へ又は第二号への規定の適用を受けている者（第六号に掲げる者を除く。） 三～六　（略） （特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定） **第六十一条の二**　令第十四条第五項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定（以下この条において、単に「認定」という。）は、第六十六条の二第一項に規定する認定又は第六十七条第一項に規定する認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。 （令第十五条第一項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第二項第二号、第三号若しくは第四号又は第五項第一号ロ、ハ若しくはニ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの療養又は特定疾病給付対象療養に要した費用の額） **第六十三条**　令第十五条第一項第二号、第三号若しくは第四号若しくは第二項第二号、第三号若しくは第四号又は第五項第一号ロ、ハ若しくはニ若しくは第二号ロ、ハ若しくはニの厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額は、令第十四条第一項各号に掲げる額を合算した額に係る療養又は特定疾病給付対象療養に係る次の各号に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額又はその合算額とする。 一～五　（略） （令第十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める要保護者） **第六十四条**　令第十五条第一項第五号の厚生労働省令で定める者は、令第十四条第一項の規定により高額療養費の支給を受け、かつ、第三十五条第一号の規定の適用を受ける者として食事療養標準負担額について減額されたとすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者又は第四十条第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額されたとすれば、同法の規定による保護を必要としない状態となる者とする。